

平成23年第4回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成23年11月30日 午後2時28分開会

1. 出席議員

1番	藺部一君	8番	桐原健一君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	13番	小松崎三夫君
5番	関誠一郎君	14番	鯉渕秀雄君
6番	加藤文夫君	15番	根本正典君
7番	阿久津則男君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

9番	小林祥宏君	12番	三村由利子君
----	-------	-----	--------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
総務課長	三村主
企画財政課長補佐	檜山正春
会計管理者（会計課長）	小林恵子

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仲田不二雄
主任書記	所久美子
書記	川村英治

1. 議事日程

議事日程 第1号

平成23年11月30日（水曜日）

午後 2時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第58号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

議案第58号

午後 2時28分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成23年第4回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、条例改正についてを審議するものでございます。

議事運営につきましては、各位の特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員、9番小林祥宏君、12番三村由利子君。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回城

里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君）　これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

14番　鯉　渕　秀　雄　君

15番　根　本　正　典　君

16番　小　坪　孝　君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日間限りといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君）　ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

なお、教育長、石原道明君が公務出張のため、また企画財政課長、阿久津保巳君も欠席のため、かわりに企画財政課長補佐、檜山正春君が出席しております。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日は、平成23年第4回議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中をご出席いただき、ありがとうございます。

秋季における町のイベント等もほぼ終了いたしました。議員各位には、それぞれお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会は、ご通知申し上げましたとおり、城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご提案申し上げるものでございます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第58号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第3、議案第58号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成23年第4回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第58号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。国の人事院勧告に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第58号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

議案第58号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第58号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本臨時議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、人事院勧告に基づき、町職員の給与条例等の改正についてご提案申し上げましたが、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき厚くお礼を申し上げます。

なお、来月には本年第4回議会定例会を予定しておりますので、引き続き町政進展にご配慮の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本臨時議会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、平成23年第4回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時37分閉会